千曲市告示第１１１号

千曲市入札結果等公表要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市入札結果等公表要綱の一部を改正する告示

千曲市入札結果等公表要綱（平成15年千曲市告示第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「公表に関し」の次に「、千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号。以下「規則」という。）第116条第２項（第118条及び第120条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、」を加える。

第２条第１項に次の１号を加える。

(5)　設計金額及び設計金額の積算内容（積算内訳書を作成する入札等に限る。）

第２条第２項中「及び第４号」を「から第５号まで」に改め、同条に次の１項を加える。

３　設計金額及び設計金額の積算内容の公表に供する書類は、対象入札等に係る事務を所掌する部課長等（規則第２条第１号に規定する部課長等をいう。以下同じ。）が事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認める範囲又は部課長等の事務若しくは事業に支障を生ずるおそれがないと認める範囲で作成する公表用積算内訳書とする。

第３条中「又は見積経過書」を「、見積経過書及び公表用積算内訳書」（以下「入札経過書等」という。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、入札情報システム（規則第116条第１項に規定する電子入札案件に係る情報を集約し、インターネット上に公開するための電子情報処理組織をいう。）により公表する場合は、書類の公表に代えて、当該システムに入札経過書等に記載された事項を掲載するものとする。

第４条を次のように改める。

（閲覧の場所）

第４条　閲覧の場所は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合　閲覧場所は、入札等を執行した課等において行う。

(2)　インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合　市ホームページ又は入札情報システムへの掲載とする。

第５条第１項中「入札経過書又は見積経過書」を「入札経過書等」に改め、「年度の」の次に「翌年度」を加え、同項ただし書及び同条第２項を削る。

第６条第１項中「閲覧を」を「閲覧所における閲覧を」に改める。

附　則

この告示は、令和８年12月１日から施行し、令和９年１月１日以後の入札公告から適用する。